

BB フォン利用規約新旧対照表

(旧)	(新)
<p>BB フォン利用規約</p> <p>第2条 (定義) (6) 「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」の条件に従うものとします。</p> <p>(8) 「電話機等」とは、会員が接続機器に接続して使用する電話端末機、FAX機器をいいます。</p> <p>(20) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信用に供することをいいます。</p> <p>(21) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。</p> <p>(22) 「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。</p> <p>(23) 「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、NTT 東日本または NTT 西日本が提供するフレッツ光を利用して行なう、当社のインターネット接続サービスをいいます。</p>	<p>BB フォン利用規約</p> <p>第2条 (定義) (6) 「接続機器」とは、本サービスを利用するために必要な接続機器として当社が指定するアダプタ等の機器をいいます。なお、会員が接続機器をレンタルして利用する場合は、当社が別途定める「接続機器レンタル規約」または「光 BB ユニットサービス規約」の条件に従うものとします。</p> <p>(8) 「電話機等」とは、接続機器に直接接続して使用する電話端末機、FAX機器のみをいい、構内交換設備、ボタン電話装置など回線を分岐・媒介するための機器を除きます。</p> <p>(20) 「フレッツ光」とは、特定協定事業者が IP 通信網サービス契約約款に基づき提供する、光ファイバーを用いた電気通信サービスをいいます。</p> <p>(21) 「電気通信サービス」とは、電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、または電気通信設備を他人の通信用に供することをいいます。</p> <p>(22) 「電気通信設備」とは、電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備をいいます。</p> <p>(23) 「相互接続点」とは、当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点をいいます。</p> <p>(24) 「Yahoo! BB 光 with フレッツサービス」または「Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス」とは、フレッツ光上で当社が提供するインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(25) 「IPv4 インターネット接続サービス」とは、フレッツ光上で当社指定の電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスをいいます。</p> <p>(26) 「パートナーサービス」とは、当社が提供する ADSL 回線サービスまたはフレッツ光上で当社指定の電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスをいいます。ただし、本サービスを当社が提供する場合は除きます。</p> <p>(27) 「提携事業者」とは、パートナーサービスまたは IPv4 インターネット接続サービスにおいてインターネット接続サービスを提供する当社指定の電気通信事業者をいいます。</p> <p>(28) 「パートナーサービス会員」とは、提携事業者および当社との間でパートナーサービスの利用契約が成立したパートナーサービスの利用者をいいます。</p> <p>第3条 (本サービスの区分) 1. 本サービスには、次の三つの区分があります。 (1) 利用者回線型 (利用者回線を使用して提供するもの) (2) 契約者回線型 (契約者回線を設置して提供するもの) (3) フレッツ光型 (フレッツ光を使用して提供するもの)</p> <p>第7条 (利用契約の成立) 1. Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービス以外の当社が提供するブロードバンドサービスの会員または申込者が本サービスの申込をした場合の利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、かつ協定事業者等および当社が当該申込を承諾することを条件として、次の各号のうち何れか早い日に成立するものとします。 (1) 特定協定事業者または指定協定事業者が当該申込者のサービス会員回線に係る電話サービス取扱所内の工</p>

事を完了した日の7日後

- (2) 当社所定の方法により、サービス会員回線に係る終端の場所における本サービスの開通を当社が確認したとき

2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの会員または申込者が本サービスの申込をした場合の利用契約の成立は、以下のとおりとします。

(1) Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの申込と同時に本サービスの申込みをした場合の利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、かつ当社が当該申込を承諾し、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの契約成立日または本サービスを初めて利用した日のうちいずれか早い日に成立するものとします。

(2) Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの利用契約成立後に本サービスの追加申込をした場合の利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申込がなされ、かつ当該申込を当社が承諾した日から7日後または本サービスを初めて利用した日のうちいずれか早い日に成立するものとします。

3. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申込を承諾しません。ただし、正当な理由がある場合はこの限りではありません。

(1) 本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の申告、誤記、または記載漏れがあったとき

(9) 申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除されていることが判明したとき

(10) 過去に不正利用などにより本サービスもしくは当社が提供する他のサービスの利用契約を解除されていることまたは利用を停止されていることが判明したとき

第17条（本サービスの提供範囲）

1. 当社は、利用契約を締結した会員に対し、本サービスを提供するものとします。但し、会員は本サービスが利用できない種類の電話機等があることをあらかじめ了承するものとします。

5. 本サービスの利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。

(1) 利用者回線型

本サービスの利用対象となる通話以外の別途記載する通話については、接続機器により自動的に会員が加入している他の電気通信事業者の提供する通話サービスが利用されます。この通話サービスの利用については当該電気通信事業者の定めるところによるものとし、本規約は適用されないものとします。

(2) 契約者回線型

契約者回線型は契約者回線を設置して提供するサービスであることに鑑み、本サービスの利用対象となる通話以外の別途記載する通話は一切できないものとします。

※ 本サービス提供外となる通話開始番号につきましては、当社 Web ページ (<http://ybb.softbank.jp/bbphone/attention.html>) などに

したとき

2. Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの会員または申込者が本サービスの申込をした場合の利用契約の成立は、以下のとおりとします。

(1) Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの申込と同時に本サービスの申込みをした場合の利用契約は、以下のうちいずれか早い日に成立するものとします。

① 当社が当該申込を承諾した後、Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの契約が成立した日

② 当社所定の方法により、サービス会員回線に係る終端の場所における本サービスの利用を当社が最初に確認したとき

(2) Yahoo! BB 光 with フレッツサービスまたは Yahoo! BB 光 フレッツコースサービスの利用契約成立後に本サービスの追加申込をした場合の利用契約は、以下のうちいずれか早い日に成立するものとします。

① 当該申込を当社が承諾した日から7日後

② 当社所定の方法により、サービス会員回線に係る終端の場所における本サービスの利用を当社が最初に確認したとき

2の2. IPv4 インターネット接続サービスの会員または申込者が本サービスの申し込みをし、かつ本サービスを当社が提供する場合の利用契約の成立は、以下のとおりとします。

(1) IPv4 インターネット接続サービスの申し込みと同時に本サービスの申し込みをした場合、または IPv4 インターネット接続サービスの利用契約成立後に本サービスの追加申し込みをした場合の利用契約は、前条に従い申込者により本サービスの申し込みがなされ、かつ当社が当該申し込みを承諾した日に成立するものとします。

3. 当社は、次の各号の一に該当する場合には、利用契約の申込を承諾しないことがあります。

(1) 本サービスの入会申込の際の申告事項に、虚偽の申告、誤記、または記載漏れがあったとき

(9) 申込者が過去に当社、ソフトバンクテレコム株式会社またはソフトバンクモバイル株式会社が提供するサービスの利用契約を解除または利用停止されていることが判明したとき

(10) 削除

第17条（本サービスの提供範囲）

1. 当社は、利用契約を締結した会員に対し、本サービスを提供するものとします。但し、本サービスは、接続機器に電話機等を直接接続して利用するものとし、それ以外の利用方法については保証しないものとします。

5. 本サービスの利用対象となる通話以外の通話については、各サービス区分において次の各号の定めに従うものとします。

(1) 利用者回線型およびフレッツ光型

本サービスの対象外の通話（※）については、お客様の接続機器の接続状況に応じて、他の電気通信事業者の提供する通話サービスが利用されます。この通話サービスの利用については当該電気通信事業者の定めるところによるものとし、本規約は適用されないものとします。

(2) 契約者回線型

契約者回線型は契約者回線を設置して提供するサービスであることに鑑み、本サービスの対象外の通話（※）は一切できないものとします。

※ 本サービス提供外となる通話開始番号につきましては、当社 Web ページ (<http://ybb.softbank.jp/bbphone/attention.html>) などに

てご確認いただけます。

第21条（会員の義務）

1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

（17）その他、当社が不適切と判断する行為

第29条（利用停止）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスならびにオプションサービスの全部または一部の利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。

第65条の8（ホワイトコール24の終了等）

7. 会員のホワイトコール24の利用状況が不適切であると当社が合理的に判断した場合には、事前の告知なく、ホワイトコール24の利用を停止または終了する場合があります。

第67条（本章の適用）

本章は、提携事業者（後記第68条第1項に定義します。）および当社が共同で提供するパートナーサービスにおいて、提携事業者が定める規約および当社が定める本規約に基づき、本サービスの利用契約を申込みまたは利用する者にも適用されるものとします。

第68条（定義）

本章において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- （1）「提携事業者」とは、当社と共同でパートナーサービスの提供を行い、また当社を代行して本サービスに関する契約事務を行う、当社指定の電気通信事業者をいいます。
- （2）「パートナーサービス」とは、提携事業者および当社が共同で提供する、ADSL サービスおよび本サービスの総称をいいます。
- （3）「パートナーサービス会員」とは、提携事業者および当社との間でパートナーサービスの利用契約が成立したパートナーサービスの利用者をいいます。

第69条（本サービスの区分）

パートナーサービス会員に関しては、第3条第1項の定めに関らず、利用者回線型のみの提供となります。

第70条（利用契約の成立）

パートナーサービス会員に関しては、提携事業者との間でパートナーサービスの利用契約が成立することをもって、本サービスの利用契約も成立するものとします。

てご確認いただけます。

第21条（会員の義務）

1. 会員は本サービスの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

（17）本サービスを又貸しするなど、本サービスを利用する地位を第三者に譲渡または貸与する行為。

（18）合理的必要がないにもかかわらず、通話を保留にしたまま長時間放置する行為。

（19）接続機器のRJ11モジュラージャックに、電話機等以外の機器を接続する行為。接続機器のRJ11モジュラージャックに電話機等を接続する際に、電話機以外の機器を仲介させる行為

（20）その他、当社が不適切と判断する行為。

第29条（利用停止）

1. 当社は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、本サービスならびにオプションサービスの全部または一部の利用を停止することがあります。その場合、当社はあらかじめそのことを当社の定める方法で会員に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではないものとします。
（9）当該月における本サービスの料金等が30,000円を超過し、かつ従前の利用状況および支払状況等から、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断したとき。

5. 第1項（9）号により当社が利用停止した場合、第23条の支払時期および第27条の支払方法の定めにかかわらず、当社は、当該月の停止時点までの料金等を、当社の定める方法で会員に請求することができます。当社の請求に対して、会員が支払をした場合は、当社はその利用停止を解除します。

6. 当社は、第21条1項（18）号に規定する長時間放置された通話と疑われる通話を検知した場合は、当該通話を一旦切ることがあります。

第65条の8（ホワイトコール24の終了等）

7. 第29条1項および2項をホワイトコール24の利用停止に準用し、第33条1項および2項をホワイトコール24の解除に準用します。

第67条（本章の適用）

本章は、パートナーサービスにおいてのみ適用されるものとします。

第68条（定義）

削除

第69条（本サービスの区分）

削除

第70条（利用契約の成立）

パートナーサービスにおいて、提携事業者とパートナーサービス会員との間でパートナーサービスの利用契約が成立することをもって、本サービスの利用契約も成立するものとします。

第71条（利用契約の解除）

パートナーサービス会員に関しては、事由のいかんを問わず提携事業者との間でパートナーサービスの利用契約が解除となったことをもって、本サービスも当然に解約されるものとします。

第72条（適用除外条項）

パートナーサービス会員に関しては、以下の本規約の条項の適用が除外されるものとします。

第13条および第14条、第17条第5項第2号、第29条の3および第29条の4、第29条第4項、第44条乃至第60条、第65条の8の第5項。

第73条（提携事業者の定める条項）

パートナーサービス会員に関しては、以下の本規約の条項は適用されず、提携事業者の定める規約の規定が適用されるものとします。

第8条4項乃至6項、第15条、第22条乃至第27条、第30条、第63条。

第71条（利用契約の解除）

パートナーサービスにおいて、事由のいかんを問わず提携事業者との間でパートナーサービスの利用契約が解除となったことをもって、本サービスも当然に解約されるものとします。

第72条（適用除外条項）

1. パートナーサービスにおいて、以下の本規約の条項の適用が除外されるものとします。

- 第14条、第29条の2、第29条の3および第65条の8の第5項
2. パートナーサービスにおける回線サービスがADSL回線サービスの場合、第13条、第44条乃至第60条の適用も除外されるものとします。

第73条（提携事業者の定める条項）

パートナーサービスにおいて、以下の本規約の条項は適用されず、提携事業者の定める規約の規定が適用されるものとします。

第8条4項乃至6項、第15条、第22条乃至第27条、第29条第4項、第30条および第63条。